

男女共同参画に関する「標語（一行詩）」選考方法

1. 事務局で応募作品を各部門（小学校低学年・高学年、中学生、高校生、一般）30 作品程度まで選考する
2. 古賀市男女共同参画推進委員及び古賀市男女共同参画輝き Koga ネットによる投票
3. 古賀市男女共同参画審議会審議員による投票
4. 古賀市男女共同参画審議会にて投票結果を踏まえ、最優秀賞各部門 1 作品を決定する
5. 事務局で獲得票数の多い作品から順に優秀賞各部門 5 作品を決定する
※獲得票数が多い作品のうち、男女共同参画の考えにそぐわないものとして男女共同参画審議会から意見が出された作品については選考しないものとし、次に獲得票数が多い作品を選考する
※同点の場合は、審議会委員が投票した作品を優先する

男女共同参画に関する「標語（一行詩）」選考基準

男女共同参画に関する「標語（一行詩）」は、以下の基準を用いて選考する。

1. 選考基準

- ・男女共同参画の趣旨に合致しているもの
- ・身の回りなどで感じる「男女差別」を表現したもの
- ・男女にまつわる習慣や風習、制度などへの疑問、不満を表現したもの
- ・日常生活の中で生まれる男女のほのぼのとした姿や感謝、励ましの気持ちを表現したもの
- ・男女共同参画社会への期待を表現したもの
- ・女性の活躍推進を表現したもの
- ・作品の中にユーモア、ひねりのきいたユニークな発想、言葉に対するセンスが感じられるもの
- ・過去の入選作品と同一または酷似していないもの

2. 選考作品数

選考は、応募者一人につき一作品を選考するものとする。